

～浜松市内で解体等工事を発注・受注・施工される皆様へ～

石綿(アスベスト)関係のご案内 大気汚染防止法

主な内容

- 石綿事前調査について
- 発注者への事前説明・完了報告について
- 浜松市等への事前調査結果の報告について
- 特定粉じん排出等作業実施届について
- 記録の保管について
- 事前調査結果の掲示について
- 規制強化について
- 作業基準の遵守について

お知らせ

- ★【令和5年10月1日から】事前調査者の資格が必要となります
- ★【令和5年10月1日から】工作物の石綿事前調査結果の報告対象が追加されます

詳しくはホームページへ

浜松市



規制について

環境省



マニュアル

石綿事前調査結果 報告システム



ログイン



【お問い合わせ先】

浜松市環境部環境保全課 大気・騒音対策グループ

浜松市中央区鴨江三丁目1-10

TEL :053-453-6170

FAX :050-3606-4363

E-mail :kankyoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

○ 特定建築材料の区分

- ①吹付け石綿（石綿含有吹付けロックウール、石綿含有ひる石吹付け材、石綿含有パライト吹付け材など）
- ②石綿含有断熱材（屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材など）
- ③石綿含有保温材（石綿含有珪藻土保温材、石綿含有パライト保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材、石綿含有ひる石保温材、石綿含有水練り保温材など）
- ④石綿含有耐火被覆材（石綿含有耐火被覆板、石綿含有けい酸カルシウム板2種など）
- ⑤石綿含有仕上塗材（石綿含有建築用仕上塗材など）※吹付けパライト、吹付けパライトは除く。
- ⑥石綿含有成形板等（石綿含有成形板、石綿含有セメント管、押出成形品など）

○ 特定建築材料の使用の有無について事前調査が必要です

【法第18条の15】

元請業者は、次の方法により石綿使用の有無をあらかじめ調査すること。

【事前調査の方法】

- ①設計図書等による調査 ★必須
 - ②目視による調査 ★必須
 - ③分析による調査 ※①②の調査で不明の建築材料等
- 注) 『みなし』は、石綿使用『有』とみなすことです。

○ 発注者への書面による説明及び報告が必要です

★事前調査結果の報告（工事着手前）

【法第18条の15】

元請業者は、石綿使用の有無について工事着手までに発注者へ調査結果を書面で説明すること。

※ 発注者への事前調査結果の説明書面には主に次の事項の記載が必要です。

- ①事前調査結果
- ②調査の終了年月日
- ③調査の方法
- ④調査者に関する事項（調査の結果、石綿『有』または『みなし』の場合）
- ⑤特定建材の種類、使用箇所、使用面積
- ⑥特定粉じん排出等作業の種類、実施期間、方法、工程及び工程の概要
- ⑦建築物等の概要
- ⑧現場責任者の氏名及び連絡場所
- ⑨下請負人が特定工事を実施する場合の下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

★作業完了の報告（工事完了後）

【法第18条の23】

特定建築材料の除去等作業について、特定粉じん排出等作業実施届の該当の有無に関わらず、特定粉じん排出等作業が完了したときは遅延なく発注者へ書面で報告すること。

※ 発注者への作業完了の報告書面には主に次の事項の記載が必要です。

- ①作業を完了した年月日
- ②作業実施状況の概要
- ③作業完了の確認を行った者の氏名及び必要な知識を有する者を証明する書類

（浜松市のホームページに様式例があります。ご活用ください。）

○ 事前調査結果は、石綿の有無に関わらず市等への報告が必要です

【法第18条の15】

元請業者及び自主施工者は、石綿の有無に関わらず事前調査結果を市等へ報告すること。

【対象工事】

床面積の合計が80m²以上の解体等工事

または

請負額の合計が100万円以上（税込み額）の建築物の改修・補修、工作物の解体等工事

（工作物の場合は、特定の工作物のみ報告対象となります。）

★ 電子申請（石綿事前調査結果報告システム）へのログインは、表紙をご覧ください。

※ 電子申請システムをご利用いただければ、市及び労働基準監督署へ一括で申請できます。

○ 特定粉じん排出等作業実施届

【法第18条の17】

発注者及び自主施工者は、吹付け石綿・石綿含有断熱材・石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆材（上記①～④の特定建築材料）を除去・囲い込み・封じ込めの作業を行う場合、作業開始の14日前までに市へ届出書を提出すること。

★ 大気汚染防止法に基づく
報告書、届出書様式のダウンロードはこちら



※ 労働安全衛生法に関することは、労働基準監督署へお問い合わせください。

浜松市



○ 事前調査結果及び作業記録の保管が必要です

- ①元請業者は、事前調査結果の発注者への説明書面の写しを工事完了後**3年間保管**すること。【法第18条の15】
- ②工事期間中は、事前調査結果の記録の写しを当該工事現場に**据え置き**すること。
(浜松市のホームページに記録の様式例があります。ご活用ください。) 【法第18条の15】
- ③元請業者及び自主施工者は、事前調査結果の記録及び特定粉じん排出等作業にかかる記録
(発注者への報告書面の写しを含む)を工事完了後**3年間保管**すること。【法第18条の23】

○ 事前調査結果の掲示は石綿使用の有無に関わらず必要です

【法第18条の15】

元請業者は、事前調査結果について、**石綿使用の有無に関わらず**、解体等工事の場所
(公衆から見やすい場所)へ掲示すること。

※ 掲示する看板には主に次の事項の記載が必要です。

【石綿使用の有無に関わらず】

- ①調査を行った者(工事の元請業者又は自主施工者)の氏名、名称、住所、法人の代表者氏名
- ②調査を終了した年月日
- ③調査の方法
- ④調査の結果(石綿がある場合はその種類)

【石綿使用の『有』または『みなし』の場合】

- ⑤発注者及び元請業者等の氏名、名称、住所、代表者氏名
- ⑥届出対象の場合は、届出年月日及び届出先
- ⑦特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法
- ⑧元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡先

※ 掲示する看板の様式に決まりはありませんが、**A3以上**のサイズにしてください。
(浜松市のホームページに様式例があります。ご活用ください。)

○ 下請けに対する説明及び指導が必要です

【法第18条の22】

元請業者は、特定粉じん作業排出等作業の概要、作業の種類、実施期間対象箇所等を下請負人に説明すること。

元請業者は、施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めること。また、下請負人が作業記録を作成している場合は、作業記録を確認し必要な指導を行うこと。

○ 規制強化・罰則強化について

- ・特定建築材料の除去等作業について、**特定粉じん排出等作業実施届の該当の有無に関わらず**、特定粉じん排出等作業の作業基準適合命令、作業の一時停止命令の対象となります。
- ・作業基準は、下請負人へも遵守義務が適用され、自主施工者、元請業者、下請負人の**すべての作業者が直接指導の対象**となります。
- ・自主施工者及び受注者は、記録の保管が義務化され、**工事完了後も事業所、営業所等への立入検査**の対象となります。
- ・報告または届出を行わなかった場合、命令に従わなかった場合および必要な措置をとらず特定建築材料を除去した場合等は、**罰則(直接罰有り)**が適用されます。

【お知らせ】 【令和5年10月1日～】

★ 石綿事前調査を行うためには資格が必要となります。

- ・令和5年10月1日以降に着手する工事から、**必要な知識を有するもの**が石綿事前調査を行う必要があります。(工作物の解体・改修・補修作業は除く。)
あらかじめ資格を取得してください。

★ 工作物の石綿事前調査結果の報告対象が追加されます。

- ・令和5年10月1日以降に着手する工事から、石綿事前調査結果の報告対象となる工作物に「**観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)**」が追加されます。

作業基準

【法第18条の14関係】

※ 作業基準は、特定粉じん排出等作業実施届の該当の有無に関わらず、**すべての特定建築材料の除去等作業**において遵守しなければなりません。

1. 特定粉じん排出等作業の計画の作成

特定工事の元請業者または自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始前に次の事項を記載した計画書を作成し、計画に基づき作業を行うこと。

- イ. 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者
- ロ. 特定工事の場所
- ハ. 特定粉じん排出等作業の種類
- ニ. 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ホ. 特定粉じん排出等作業の対象となる特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び面積
- ヘ. 特定粉じん排出等作業の方法
- ト. 第10条の4第2項各号に掲げる事項
(建築物等の概要、工程の概要、元請業者・自主施工者・下請負人の氏名及び連絡場所)

※ 上記以外に、石綿障害予防規則第4条第2項に定める事項を記載してください。

2. 掲示板の設置 (A3サイズ以上)

3. 特定粉じん排出等作業の実施状況の記録及び記録の保管

特定工事の元請業者、自主施工者は又は下請負人は、施工の分担関係に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、これを特定工事終了まで保存すること。

4. 元請業者による記録の確認

特定工事の元請業者は、前号の規定により各下請負人が作成した記録により特定粉じん排出等作業が計画に基づき適切に行われていることを確認すること。

5. 特定建築材料の除去等作業完了後の確認

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去等の完了後に、除去等が適切に行われたことを**必要な知識を有する者**に目視により確認を行わせること。

必要な知識を有する者

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者
- ・同等以上の知識を有するもの（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会の登録者）
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・石綿作業主任者

6. 個別基準 (規則別表7関係)

	作業前				作業中		作業後				
	負圧隔離養生	HEPAフィルタ付集じん機	前室の設置	隔離養生 (負圧不要)	床面養生	湿潤化	粉じん測定	薬剤散布	作業場内 大気測定	作業場内 清掃	特定粉じんの 処理
吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材	○	○	○			○	○	○	○	○	○
(かき落とし、切断を伴わない場合)				○		○		○		○	○
(囲い込み又は封じ込めの場合)	○	○	○			○	○	○	○	○	○
石綿含有仕上塗材 (手工具のみ)					○※	○				○	○
石綿含有仕上塗材 (電動工具を使用)				○		○		○		○	○
石綿含有成型板等 (破砕、切断を伴う場合)					○※	○				○	○
けい酸カルシウム板第1種 (破砕、切断を伴う場合)				○		○		○		○	○

※表は、代表例です。作業の方法により適切な措置をとってください。

※床面養生については作業基準に明記はありませんが、作業後の清掃を適切に実施するために養生することが望ましいです。